

各所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長  
坂本 雅彦  
(公印省略)

配偶者に係る扶養手当の廃止に伴う被扶養者認定の事務手続について (通知)

日頃から、共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。

標記について、学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等が公布され、配偶者に係る扶養手当が廃止されることになりました。

これに伴い、これまで普通認定 (扶養手当が支給されていることを前提に簡便な手続で認定すること) とされていた配偶者に係る被扶養者認定の認定方法が、配偶者に係る扶養手当の廃止後は、下記のとおり特別認定 (全ての要件を共済組合が確認した上で認定すること) に (管理職員の配偶者については令和 7 年 4 月 1 日から、一般職員の配偶者については令和 8 年 4 月 1 日から) 変更となります。また、これまで扶養手当を受給していた組合員の被扶養配偶者について認定を継続するためには、特別認定への要件変更が必要となります。

つきましては、本件の事務手続について該当組合員に御周知いただくとともに、適切な事務処理をお願いいたします。

記

1 配偶者に係る扶養手当が廃止される該当組合員

給与条例・給与法	配偶者に係る扶養手当の廃止施行日	
	令和 7 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日
学校職員の給与に関する条例	教育職給料表 5 級以上 校長、副校長	教育職給料表 4 級以下 主幹教諭以下
職員の給与に関する条例	行政職給料表(一) 4 級 課長	行政職給料表(一) 3 級以下 課長代理以下
一般職の職員の給与に関する法律	行政職俸給表(一) 8 級以上	行政職俸給表(一) 7 級以下

※ 一般職の職員の給与に関する法律の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている組合員であって、上表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものを含む。

2 該当組合員が新たに被扶養配偶者の認定手続を行うとき

特別認定による新規認定となります。

「福利厚生事務の手引」(令和 6 年 1 月発行) 5 1 ~ 5 2 ページ (イ 特別認定) を参照し、被扶養者申告書 (要件変更) [用紙 N o 扶養 1] 及び必要書類を提出してください。

3 該当組合員の普通認定の被扶養配偶者で扶養手当が廃止されたとき

(1) 被扶養者としての要件を満たしている場合 (継続)

継続して認定することができます。「福利厚生事務の手引」(令和 6 年 1 月発行) 5 3 ページ (エ 被扶養者の要件変更) 及び 5 2 ページ (収入があるとき⑬~⑮、収入がないとき⑯) を参照し、被扶養

者申告書（要件変更）〔用紙N○扶養1〕及び必要書類を提出してください。

※ 今回、速やかに要件変更手続きを行っていただいた場合には、令和7年度被扶養者の要件確認調査（令和7年7月1日時点）の対象外となります。この場合の次回要件確認日は、令和8年7月1日となります。

※ 所属所において、継続可能と判断した場合であっても、共済組合で審査した結果、被扶養者が要件を欠いていることが判明した場合には、継続して認定することはできません。この場合は共済組合から連絡をしますので、案内に沿って、下記（2）の取消の取消の手続に必要な書類を揃えて提出してください。

#### （2）被扶養者としての要件を欠いている場合（取消）

認定取消の手続が必要となります。「福利厚生事務の手引」（令和6年1月発行）54～55ページを参照し、被扶養者申告書（認定取消）〔用紙N○扶養1〕及び必要書類を提出してください。

被扶養者証、資格確認書等を忘れずに回収し、被扶養者申告書（認定取消）等と同封にて返却してください。

被扶養者申告書（認定取消）には、取消年月日を記入してください。

※ 収入超過等で遡って認定取消となる場合、取消日以降にかかった医療費を返還していただきます。

※ 就職により認定取消とする場合（就職後速やかに認定取消の手続を行うことなく今回を契機として認定取消を行う場合）には、就職先の健康保険証の写し等（※）のほか、就職するまでの収入を確認する書類が必要です。

※ 就職先の健康保険証の写し等とは、就職先の健康保険証の写し、資格確認書の写し、資格情報のお知らせ、マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの（印刷日時又は保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内のものに限る。）、採用辞令の写し又は就職証明書の写しをいいます。

#### 4 「年収の壁・支援強化パッケージ」の取扱いについて

事業主の人材不足等の事情に伴う一時的かつ他律的な収入変動（以下「一時的な収入変動」という場合も同じ。）によって、収入限度額以上となったものと認められる場合には、その他の被扶養者認定要件を満たしていれば被扶養者として認定継続することとします。

この場合は、上記2又は3（1）の提出書類（給与等支払証明書〔用紙No. 扶養7〕も必要です。）に加えて、「一時的な収入変動である旨の事業主の証明」（以下「事業主証明書」という。）を提出してください。

※ 詳細については、以下の通知を参照してください。

令和5年11月14日5公立東京給第1596号「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて（通知）」

令和5年11月27日5公立東京給第1666号「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いに関する案内について（依頼）」

令和6年2月28日5公立東京給第2148号「「「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」の一部改正について（通知）」

#### 5 その他

配偶者に係る扶養手当が廃止について、詳しくは各任命権者（教育庁人事部勤労課等）からの通知等を御確認ください。

担当 公立学校共済組合東京支部 給付貸付課資格担当 鈴木 電話 03-5320-6826
---